

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 11 月 6 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500453号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500079号

第1 結論

平成7年*月から平成8年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年*月から平成8年1月まで
時期は不明だが、父が私の国民年金の加入手続をA町役場(現在は、B市役所A支所)で行った。国民年金に加入した後の国民年金保険料は未納だったので、時期は覚えていないが、父と一緒にA町役場の窓口に行き、父が現金でまとめて納付した。請求期間の国民年金保険料が未納となっているのは、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「時期は不明だが、父が私の国民年金の加入手続をA町役場で行い、国民年金に加入後の国民年金保険料は未納だったので、時期は覚えていないが、父が未納期間の保険料を現金でまとめて納付した。」と述べている。

しかしながら、請求者の父は、請求者の未納期間に係る国民年金保険料を現金でまとめて納付したと陳述しているのみで、国民年金の加入手続を行った時期、保険料を納付した時期、納付金額等は覚えていないとしており、これらの詳しい状況は不明である。

一方、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号が平成9年8月7日に付番された後、平成8年2月から平成9年3月までの期間に係る国民年金保険料が現金で一括収納されたのは平成10年3月3日であるところ、当該収納日の時点で請求期間に係る保険料は、時効により納付することができないことが認められる。

なお、B市が作成した請求者の国民年金被保険者納付記録書により、請求期間に係る国民年金保険料は未納であることが確認できる。

また、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に上記基礎年金番号以外の基礎年金番号又は国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらず、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)もなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。